天保四年東本願寺門跡達如の関東参向

松金直美

はじめに

て、次の二点をあげることができる。 (1) (1) (1) 近世史研究の成果を意識した近世仏教史の主要な研究視点とし

- (1) 国家史をふまえた仏教教団史
- (2) 地域社会史の方法論を取り入れた宗教社会史
- なかろうか。 (1)(2)に関連する研究は従来、組織・制度論を中心とする (1)(2)に関連する研究は従来、組織・制度論を中心とする (1)(2)に関連する研究は従来、組織・制度論を中心とする (1)(2)に関連する研究は従来、組織・制度論を中心とする

近年の近世史研究において、領主・民衆の「合意」「契約」とい

への下向、あるいは関東(江戸)への参向がある。 しようとする動向がみられる。仏教史研究においても、門跡をはじめとする教団上層と門徒・地域社会との関係を、両者の接触すじめとする教団上層と門徒・地域社会との関係を、両者の接触する場・事態を取り上げることで検討していくことが必要ではなかる場・事態を取り上げることで検討していくことが必要ではなかる場・事態を取り上げることで検討していくことが必要ではなかる場・事態を取り上げることで検討していくことが必要ではなかの下向、あるいは関東(江戸)への参向がある。

な高では、夏玄真子引かり見更参可となり上げ、丘柱におけるける位置づけを検討する研究も蓄積されてきている。ける位置づけを検討する研究も蓄積されてきている。3)ける位置づけを検討する研究も蓄積されてきている。3)が、近世国家における門跡の制度や格式の変遷が明らかにされてれ、近世門跡研究は、杣田善雄氏や高埜利彦氏などによって進めら

三〜四一)が同道した関東参向を取り上げる。 四年(一八三三)に実施された達如と新門主である宝如(一八一目的が変容していった時期と考えられる二〇世達如(一七八〇〜の中でも多くの下向・参向が確認され、また下向・参向の形態やの中でも多くの下向・参向が確認され、また下向・参向の形態やの非により継承される准門跡の東本願寺を取り上げることで、新血脈により継承される准門跡の東本願寺を取り上げることで、新

ことにつながると考える。

(門徒)・地域社会、三者の関係性に留意することにつとめたい。(門徒)・地域社会、三者の関係性に留意することにつとめたい。その際、①門跡をはじめとする教団上層、②幕藩権力、③民衆

- いきたい。それは、国家権力との関係から仏教教団について門跡ひいては東本願寺教団に対する藩権力の姿勢を検討して(1) 道中の諸藩がいかなる対応をとったかに着目し、東本願寺
- かにできる。 ることで、地域社会での門跡一行に対する認識・対応を明ら(2) 道中で迎える人々や立ち寄った各地の寺院での在り方をみ

考察するという課題に結び付く。

、門跡達如による下向・参向の概要

参向に赴いている【表】。最も多いのは、堺・八尾・難波・天満の『大谷嫡流実記』によれば、達如は生涯において一四回、下向・

ために各地の御坊へ下向している。八五〇)、安政五年(一八五八)には、親鸞・蓮如の御遠忌出仕のまた文化七年(一八一〇)、弘化四年(一八四七)、嘉永三年(一である。その目的は、親鸞の御遠忌などへ出仕するためである。各御坊などへの「大坂下向」九回(大和・摂津への下向を含む)

ようにも感じる。うか。そこには当該期の教団における何らかの方針が働いているらか。そこには当該期の教団における何らかの方針が働いている各地の御坊への下向を増加させたことが達如期の特徴ではなかろ達如以前の歴代門跡の場合、下向より参向が多い印象をうける。

山御拝礼」している。
また天保十四年(一八四三)に達如は、厳如を伴って、「日光御登東照宮二○○年神忌のため「如御流例」として日光社参している。「関東参向」は四回実施している。文化十二年(一八一五)には、

二、本願寺門跡による関東参向の様相

1 天保九年西本願寺門跡広如の関東参向

八三八)二月六日に西本願寺を出発した、西本願寺二〇世広如(一向行列の図」【図1】を紹介したい。本行列図は、天保九年(一たのかを知る手がかりとして、「天保九年西本願寺門跡広如関東参本願寺門跡が下向・参向する際の行列はどのようなものであっ

とされるものである。駕籠にのる門跡が富士山を横手に、多くの七九八~一八七一、在位…一八二六~七一)の関東参向を描いた「三八二八7日)

【表】 達如下向・参向一覧

		【衣】 连州	トロ・多回ー	- 見
年齢(数え)	出立	帰 洛	行 先	備考
11 歳	寛政 2 年 (1790) 10 月 16 日	寛政2年11月6日	大坂堺八尾等	乗如と姉始君と同道にて。
17歳	寛政8年(1796)2月10日	寛政8年4月15日	関東参向	_
18歳	寛政9年(1797)8月17日	寛政9年8月晦日	大坂堺	
25 歳	文化元年(1804)4月1日	文化元年4月18日	大坂堺	
30 歳	文化6年(1809)3月20日		大坂堺八尾等	御遠忌引上。
31 歳	文化7年 (1810) 4月7日	文化7年4月24日	播州姫路本徳寺	親鸞 550 回御遠忌修行。
36 歳	文化12年 (1815) 3月4日	文化12年5月6日	関東参向	東照宮 200 年神忌のため流例のように日 光社参。
38 歳	文化14年 (1817) 2月7日	文化14年2月15日	大坂下向	
44 歳	文政6年(1823)3月11日	文政6年5月6日	北国越後下向	親鸞旧跡順拝。この時、信州善光寺へも 参詣。
48歳	文政 10年 (1827)4月10日	文政 10 年 4 月晦日	大坂堺下向	
54歳	天保4年 (1833) 2月7日	天保4年4月23日	関東参向	新門主宝如同道。
64 歳	天保 14 年 (1843) 7 月 20 日	天保14年閏9月10日	関東参向	厳如が新門主の時、同道して関東へ参向。 日光登山拝礼あり。両門主が将軍家から 別段浜御殿で饗応を受け、さらに葵紋付 網代の箱1つを拝領。
65 歳	天保 15 年 (1844) 8 月 16 日	天保 15 年 9 月 23 日	大坂堺下向	厳如が新門主の時、同道して大坂堺下向。 厳如は9月3日、大坂から還御。達如は 9月2日より、①摂州有馬入湯、②上ノ太子(叡福寺:大阪府南河内郡太子町)の 廟屈(磯長の太子廟)拝礼、③八尾御坊、 ④大和の寺社順拝、⑤多武峯に登山して、 大織冠(藤原鎌足)の廟を拝礼。
68 歳	弘化4年 (1847) 4月 19日	弘化4年5月16日	越前吉崎御坊	越前吉崎御坊での蓮如350回御遠忌修行。 この度、将軍家并日光様同様の網代興に て旅行。ただしその形は、興の前下の方 が出ている。
71 歳	嘉永 3 年(1850)3 月 26 日	嘉永3年4月18日	大和・摂津への下向	①和州教行寺再建成就。拝礼のため、そして多年延引していた同寺の親鸞御遠こ(550 回忌)に出仕するために赴いた。②和州吉野遊覧。今年は役ノ行者小角1500年忌にあたり、吉野山で行者影像が開帳されたので、参詣した。③大坂難波御堂・堺御坊所にて蓮如350回御忌修行。④枚方駅より帰洛。
79歳	安政5年 (1858) 3月10日	安政5年4月12日	大坂下向	難波・天満・堺・八尾の四御坊所において、親鸞 600 回御遠忌を修行した。そのため、達如・厳如が下向。同年4月12日、達如は東殿へ還御。

^{※『}大谷嫡流実記』(平松令三編『真宗史料集成』 7、同朋舎、1976年)をもとに作成。



【図1】天保九年西本願寺門跡広如関東参向行列の図

ニ至テ帰山ス。」と 記されている。 ニ至テ帰山ス。」と 記されている。 この表に、近中で多くの講中の人々が一行を送迎すいる。またその行程と、道中で多くの講中の人々が一行を送迎すける。またその行程と、道中で多くの講中の人々が一行を送迎す供を引き連れた長蛇の行列にて東海道を進む様相として描かれて

歴代東本願寺門跡による名古屋御坊立ち寄り

2

元禄七年(一六九四)、一六世一如(一六四九~一七○○、在位に八一三~四一)の関東参向にあたり、名古屋御坊へ立ち寄った際の状況を紹介しておきたた際の状況を紹介する。それに先駆けて、それ以前の関東参向に いっぱん 一三~四一)の関東参向にあたり、名古屋御坊へ立ち寄った際の状況を紹介しておきたい。

銭を上納する人々を批判的にとらえている。記』の著者は、東本願寺門跡の通行に際して、群集して多額の賽た。帰路の同年四月七日、名古屋御坊に立寄っている。『鸚鵡籠中元禄十五年(一七○二)二月、一七世真如は関東参向へ出立し

ば同様の内容である。 (13) 文化十二年(一八一五)三月四日、達如は関東参向へ出立し、 文化十二年(一八一五)三月四日、達如は関東参向へ出立し、 文化十二年(一八一五)三月四日、達如は関東参向へ出立し、 文化十二年(一八一五)三月四日、達如は関東参向へ出立し、

の高楼、或は行廊等をもいとなミ、幕を打、翠簾をかけ、さり。遠近の信俗を化益し給はんため、兼て本堂の代として仮り。遠近の信俗を化益し給はんため、兼て本堂の代として仮に宝興をとゞめさせ給ふ事、四月末の六日、七日の二ヶ日なに宝興をとゞめさせ給ふ事、四月末の六日、七日の二ヶ日ない。当所は高い道をはいる。

于時文化十二年乙亥初秋下旬 尾峰左 猿猴菴図之「印

を支える多くの人々と接する貴重な機会となったことであろう。の作事場や地築の様子も視察してまわった。門跡にとっても御坊たいと押し寄せる道俗男女が群集したという。また門跡は、再建張り御簾をかけるなど荘厳をした。そこには門跡を一目でも拝み再建中であった名古屋御坊では、仮の高楼や渡廊をつくり、幕を

1 天保三年春の関東参向へ向けて

的は次の二点であるという。平資始へ、天保三年春に関東参向を行いたいと願い出た。その目下資始へ、天保三年春に関東参向を行いたいと願い出た。その日天保二年(一八三一)二月十九日、東本願寺は京都所司代の松

- と限告。 文政十年(一八二七)三月四日に大僧正へ転任した事の御礼(1) 新門宝如が、文政七年 (一八二四) 九月二十三日に得度し、
- (2) 文政十年五月十日に再建事業を進めている東本願寺へ、飛

御

州御林からの材木が着木した。その材木を拝領したことの御(エク)

礼を伝える。

仰ぎ、返答を受けて、許可した。 願いを受け取った京都所司代は、幕府(老中)へ届け出て判断を たことにより、延引されていた。それを今回願い出ている。参向 たことにより、延引されていた。それを今回願い出ている。参向 (話)

おいて、延期はいたしかたなかった。 宝如が将軍へ挨拶することを目的の一つとする今回の関東参向にしたため延引されることとなった。得度と大僧正転任を済ませたしたため延引されることとなった。得度と大僧正転任を済ませたところが天保三年(一八三二)一月末、新門宝如の持病が再発

2 天保四年春の関東参向実施―往路における名古屋近辺通行の

天保四年(一八三三)一月十四日、当春に延引されていた両門 大のだろう。





【図2】御門主御通行日万場川混雑のてい (『名陽見聞図会』)

4

疑念騒動

宇を類焼してしまった。再建が成就したもの 両を返済した。その後の三年間にも一類の者が法談に回り、 納を依頼し、文化十年から文政二年 め借財返済が香樹院徳龍(一七七二~一八五八)と近江国 である。東本願寺は天明八年(一七八八)に京都大火によって堂 この門徒らが申し立てている内容というのは、次のような訴え の浄満寺らに命じられた。諸国へ演説に回り、 文化十年(一八一三)には二十五万両に達していた。 (一八一九) 0 までに二十五 多額の借財 門末へ懇志上 一康 そのた + が 残

3 帰路における行程の紆余曲折

件々之化導」をしたいためとしている。 が、 嵩町) にいる門跡達如から、 無いものとして取り計らうよう伝えられた。また京都着は四月 御坊に立ち寄る可能性も模索されているが、ひとまず立ち寄り ることにしたいという。 0 五日の予定であった。そうしたところ、 行した。三月二十四日付で、 は新門が立ち寄り、達如自身は岐阜御坊へ向から予定であった 書簡が届けられた。 三月二十六日、 急遽、 新門が岐阜御坊へ向 門跡一行は江戸を発輿した。帰路は木曽路を通 当初、 その理由 名古屋御坊 尾張藩寺社奉行所へ次のような内容 門跡一行の供からの書状にて名古 かい、 は 兼 達如が名古屋御坊 御嶽宿 (真宗大谷派名古屋別院) 而門徒共より種々申立候 (岐阜県可児郡 へ立ち寄 は +

残り十万両が使途不明であった。取り調べたところ、なんと下間 十五万両は借財返済に、一万両は家中一同の給付にあてたものの する人々である。以上が疑念騒動と言われる事件の概要である。(3) 門末が幕府へ訴え出たのである。訴えられた相手方は、下間治部 が騒ぎ立てる事態となった。そうしたところ、文政六年(一八二 治部卿をはじめとする重役の者が横領したという噂であり、門末 万両取り集めた。したがって合計三十六万両を集めたのだが、二 からすれば、「本山不正之役人」と馴染み合い、私腹を肥やそうと 東本願寺役人らを擁護する「取持世話方同行」もいた。 「疑念同行 を「疑念同行」「疑念講中」などと称した。一方、尾張の門末には 僧侶、本願寺家来として作事方をつとめる俗人、さらには学僧の 卿や川那部帯刀をはじめとする東本願寺家来の重役や寺内などの じめとする悪人共がまたもや横領していると知り、尾張名古屋の う諸国の門徒から、次々と材木や金銀が上納されたが、重役をは 三)、再び東本願寺の堂宇は焼失してしまった。そのため再建を願 香樹院徳龍も含まれていた。このように東本願寺家臣を訴えた人々

0)

5 御嶽宿での混乱

階であるため、参向のための通行のみであれば構わないが、名古 あった。ところが天保四年正月、尾張藩は疑念騒動が未解決の段 め領国通行することと、名古屋御坊へ立ち寄りたいとの申し出が 天保三年十二月、東本願寺から尾張藩に対して、関東参向のた

> 念門徒へ渡したことで、ようやく一同は引き取った。 5 がたい。」と直訴した。一方の世話方同行も御嶽宿に参集し、 についての説明がないままでは、名古屋御坊への立ち寄りを認め 徒数万人が御嶽宿まで向かい、「これまでの本山による不審な行動 なった。そして当初は立ち寄りの予定でなかったが、中津川宿か て名古屋御坊へ引き戻されてしまうなど、騒動がますます大きく きた。それを東本願寺へ伝えようとした使僧が世話方同行によっ 屋御坊への立ち寄りは控えるべきと名古屋御坊輪番へ返事をして 勘定方両奉行所の取り計らいによって、門跡か新門が名古屋御坊 へ立ち寄り、「不審之条々」について教諭するとの門跡の証札を疑 同行が数日間逗留する事態となった。ついに尾張藩の寺社方 急遽立ち寄りが決まったと伝えられた。それを知った疑念門 双方

る。 帰りもならず、先名古屋懸所へ御立寄にきハまり」と記されてい りしに、疑念・取持の両同行に道をささへられて、直に京都 以上の経緯について『名陽見聞図会』には「御嶽宿まで御 出あ

6 尾張藩による規制

七日の触書は次のような内容である。 に入りすぐの段階で、 .跡一行の通行が決定したことをうけて、領主の尾張藩は四月 触書を二日と七日に度重ねて出している。

東本願寺両門主関東参向帰路ニ付、門主旅中遠方迄も泊懸等

其所々ゟ相越居候者等有之候ハヽ早速連寄候様可致候 儀ハ有之間敷敷ニ候へ共、 道中筋おゐて幕などを打、目立候様ニ仕懸ケ、種々之義申触 ニ候間、所役人頭立候者共之内、早速中山道宿々之内え相越 人気騒立候哉之風聞有之候、尤前以相触置候事ニ付、 ニ而出迎候義ハ不可然旨、 居村篤と吟味せしめ、道中筋え門主出迎等ニ罷出候者無 頃日相触候処、 若風聞之趣ニ而者以之外不埒之儀 此節多人数相越 、右躰之

寺社奉行所

之候ハヽ、其段以書付早々可相達候

御勘定奉行所

四月

町奉行所

申通辞候、若中山道宿々之内え相越候者も有之候ハヽ早速連 右之通在町東本願寺門徒共え相触之候間、一宗寺院おゐても、 戻候様可致候 右書面之趣篤と相心得、寺中之輩并男女召仕ニ至迄不洩様可

寺社奉行所

御勘定奉行所

四月

町奉行所

門跡一行を遠方まで泊まり掛けなどで出迎えること、道中筋で幕 などを打ち立てて目立つようにすることを禁止している。 特に

> 触書を出したにも関わらず、それは現実となってしまった。 れ戻すように、という。疑念騒動による混乱を危惧して尾張藩 中山道の宿々まで門跡一行を迎えに赴くものがいれば、すぐに連 が

御嶽の近辺ハ食物もなき程の騒動なりし由。」と記されており、御 『名陽見聞図会』には「されバ七日ゟ毎日御門主御迎ひの人々、

跡達如は名古屋御坊へ立ち寄ると伝えられた。(32) ぐに岐阜御坊 四月十二日付の書状にて、御嶽宿を出発した後、 (真宗大谷派岐阜教区東別院)へ向かうものの、 新門宝如はす 門

嶽宿周辺の混乱ぶりが知られる。

- 107 -

7 名古屋御坊への立ち寄り―歓迎する人々

の存在形態であったのであろう。 の存在形態であったのであろう。

8 疑念騒動の鎮静化

する。」と返答した。 (ミロ) お古屋御坊では、疑念門徒の惣代から「願意之ヶ条書」が門跡でる。」と返答した。

田月さるはいかるも

予多あって有方力士和町

えて 名古をうける

一定の鎮静化をもたらしたものの、解決へは至らなかった模様でが御坊へ立ち寄って騒動の解決へ向けた対応を約束したことで、いるように、疑念騒動で混乱していた名古屋において、門跡達如いる場別間図会』には「扨、此度、疑念・取持の入組し事、此節

まかせるするちあり

や入裏されがはいるるのが

九米野村

· 支手方

海西都地口



【図3】御門主入輿(『名陽見聞図会』)

ある。

遅れることとなった。
名古屋御坊へ急遽立ち寄ったことにより、当初の予定より到着は、四月二十三日、門跡達如・新門宝如の一行はようやく帰洛した。

もなった。
しなった。
しなった。
しなった。
にだし教団の動揺が露呈する結果と
がれない事態であったからこそ、門跡の権威を可視的に多くの
門末が二分する騒動が起こり、東本願寺教団や門跡の権威が揺ら
でん々へアピールできる御坊立ち寄りが企図され、実現したことで
人々へアピールできる御坊立ち寄りが企図され、実現したことで
がねない事態であったからこそ、門跡の権威を可視的に多くの
というとする人々がいた。

四、天保四年達如・新門宝如の関東参向―親鸞旧跡真楽寺への参

旨

例として、親鸞旧跡である真楽寺への参詣についてみていきたい。中の地域社会や立ち寄った末寺へもたらした影響を顕著に示す一現・神奈川県小田原市国府津)へ参詣している。門跡の行列が道親鸞旧跡である国府津の真楽寺(真宗東派、相模国足柄郡国府津=天保四年(一八三三)の春に実施された関東参向の際、両門は

1 真楽寺の由緒

親鸞旧跡である真楽寺の由緒について記した初見は、本願寺八

が永禄十一年(一五六八)に執筆した『反古裏書』である。世蓮如(一四一五~九九)の孫である顕誓(一四九九~一五七〇)

其後相模国アシサケノ郡高津ノ真楽寺、又鎌倉ニモ居シ給ト

也。

が続く。 が続く。 なおこの後、蓮如も関東行化に際して逗留したという記述名号(南无不可思議光佛)の二尊号を指で記した、という内容での石である」と述べ、十字名号(歸命尽十方无碍光如来)と八字三尺二寸の霊石がもたらされた。それを見た親鸞が「天竺国から親鸞が真楽寺に七年間居住していた際、唐船にて高さ七尺で横幅

おり、さらに近世初頭に成立した古浄瑠璃の『親鸞聖人由来』や「33)このように、中世後期には親鸞旧跡としての伝承が形成されて

門弟一向専修念仏者等」、右脇へ「建武元戌十一月十二日同心敬白」 されている。高さ七尺、幅三尺二寸の名号石は、もともと異国か 塚区下倉田町)で人々を化益した際に設けた草庵では、民衆教化 図会』に、次のように記されている。親鸞が永勝寺(神奈川県戸 行された先啓著の『大谷遺跡録』や、了貞撰述の『二十四輩順拝 述されていた霊石については「名号石」として、次のように伝承 もしたため、その場所を「勧堂」と称した【図4、左下】。また 由緒の内容はより具体化されていき、明和八年(一七七一) う。 図 5 建武元年(一三三四)十一月十二日、左脇へ「右志者為鏡空行光 石に十字と八字の名号を書くと怪異は途絶えた。その後、覚如が ら一切経を運んだ際に船底にあった石であったが、勝手に震え動 滞留した寺院として伝えている【図4、右上】。『反古裏書』に記 元年(一二三二)から六十二歳の文暦元年(一二三四)八月まで と書き添えた。そして、この石の傍らに帰命堂が建立されたとい いて響き声を出す怪しい石であったという。それを聞いた親鸞が 『しんらんき』にも取り上げられている。そして近世後期に至り、(ミラ) 「勧山 信楽寺」は、親鸞が安貞二年(一二二八)から通い、貞永

勧堂や名号石【図6】を安置した帰命堂は、現在も親鸞旧跡と

して伝えられている。



【図4】国府津 勧堂、





【図5】帰命堂名号石之図(『二十四輩順拝図会』)





2 帰命堂再建に際する取持(懇志上納)

修復は困難であり、江戸浅草御坊所の講中方へ修復の取持(懇志 る諸堂が大破してしまった。当寺は旦家が少ないため、自力での 上納)を願い出ている。その中で、帰命堂の建立と修復の歴史に ついても語っている。 この真楽寺では、文政十三年(一八三〇)、帰命堂をはじめとす

乍恐書付を以奉願上候

破損ニ、 僧并御書様御供ニ而大坂表御門徒中江奉加助力被為 **迄江奉加助力可仕旨** 助力被為 原宿寂樹院を以拝領被 向之砌建立可仕旨被為 堂を始、 仕候、其後元禄十六未年霜月廿二日関東大地震有之、帰命 江戸表惣末寺御門徒中江奉加助力被為 右普請金二金子七拾五両頂戴被為 御代真楽寺帰命堂之儀者格別之事故、 修 鐘楼堂御建立被遊候、然ル処其後帰命堂を始諸堂殊之外及 有之候釣鐘頂戴被為 拙寺帰命堂之儀者寬永十三子年之春 金金四拾両被下置、 諸堂悉く損シ、 常如上人様御代拙寺少旦家二付帰命堂并諸堂為 仰付、帰命堂御建立被為遊候、其上京都集会所 被為 仰付鐘楼堂御差図被為遊御奥女郎衆 拙寺自力ニ而者難及修 覆 候故、 仰付、其上江戸表惣門徒中江奉加 仰出、普請為金 修 仰付、其上願成寺を以為御使 覆 仕候、 仰付、其上御添状を以 難捨置被為 其後 東泰院様関東御下 仰付候而、 金弐拾両於小田 一如上人様 修電 仰付 思召

> 寅四月 付候、 奉恐入候、依之旧例を申立、京都様江願上度存候得共、 内寄セ種々相談仕候へ共、何分ニ茂少旦家事故、夫成者一 義奉願上候処、江州壱ヶ国ニ ゐ て弘通御添状を以被為 三戌年未夕造作等出来不仕候ニ付、拙寺伝来之宝物披露之 之義被為 候処、御添状を以江戸表惣末寺惣門徒中并国府津近在奉 添状を以被為 候処、如先規之江戸表惣末寺惣門徒并国府津近在奉加義 講中方江右修 覆 御取持之義を御役所ゟ御声懸り被下度御 再建之御節柄且又奉恐入候、乍去少旦之事候故、 日ノ〜相送候処、日々之御崇敬仕候ニ付茂荒果候有様実々 難有仕合奉存候、 二而者難及如何共致方無御座候、依之奉願候者 慈悲を以右之通被 真如上人様御代御旧例を以帰命堂并諸堂再建之儀奉願 然処又々此節帰命堂を始諸堂大破二及候二付、 従如上人様御代帰命堂を始諸堂修 覆 之義奉願 文政十三寅 年 (38) 奉存候、此条偏ニ奉願上候、 仰付、修 覆 仕候、其後 仰付、修 覆 仕候、然ル処又々享保十九 仰付被下置候ハ者拙寺者勿論旦家一同 乗如上人様御代明 以上、 何卒御坊所 迚茂自力 旦家 加

際に普請を命じられて金二〇両を拝領し、さらに江戸表惣門徒中 寛永十三年 (一六三六) が奉加助力を命じられて建立したと伝える。一五世常如期(一六 春、 東本願寺一三世宣如が関東下向した

四一~九四、在位…一六六四~七九)から一八世従如期(一七二

や江戸表の末寺・門徒の奉加助力によって修復されていった。一○~六○、在位…一七四四~六○)にも、東本願寺からの下付金

の宝物披露を願い上げたところ、近江国一ヶ国での弘通が許され和三年(一七六六)、未だ造作が完成していないため、真楽寺伝来

ている。その免許状は次の通りである。

若林蔵人

直敬

印

戌四月十日

石井隼人

政忠

印

飼田大膳

辰好 (印)

粟津大学

元及(印)

下間治部卿法眼

頼静(印)

相州国府津

御坊

真 楽 寺₃₉

門徒も多く、近江商人を数多く輩出するなど経済的に豊かであり、在する相模国からは遠方である近江国である点は興味深い。真宗願い出されて、許可されたのである。宝物弘通先が、真楽寺の所していた。その由緒をもって帰命堂再建助成のための宝物弘通が乗如の先代である従如の頃から関東参向に際して門跡が毎回参詣

建・維持されてきた。
は、東本願寺と江戸表(浅草御坊配下)の寺院・門徒によって創も修復あるいは再建したと考えられる。このように真楽寺帰命堂辛酉年九月十五日、願主宗寿」とあり、寛保元年(一七四一)に現存する帰命堂前の石碑には、「帰命堂国府津真楽寺」「寛保元

高額の懇志が見込まれたからであろうか。

3 関東参向における門跡の立ち寄りと帰命堂再建

当初天保三年春に計画された関東参向の際に両門が参詣すること以上のような由緒と修復・再建の歴史を持つ真楽寺帰命堂へ、

力を江戸同行一同へ依頼したのが次の史料である。いるので再建したいが、自力では難しいということで、懇志・助となった。そのため天保二年十月、帰命堂・御入御殿が大破して

号石、 得者御聞済被下御輪番所ゟ世話方の者へ奉加御取持いたし遣 も無之次第二御座候、依之再建仕度存候得共、 蕎麦地酒献上仕、尚又豆腐汁ニ而御膳差上申候御旧跡ニ御座 百疋ツ、被下置、 礼被遊候、為御宝銭与青差五貫文被下置、尚又両門様ゟ金弐 依之来春両門様江戸御参向之砌者此帰命堂江被成御参詣御拝 船之下積二到来候石江御開山聖人御指与御爪二而御書被遊候名 御化導被成下候御旧跡御座候、唐土ゟ日本江諸経相渡り候砌 直々両門様江御馳走申上候茂同様与被存、 下候様奉頼上候、右信施を以再建仕御参詣被 シ候様被仰聞候、何卒御志之御方様多少共御懇志御助力被成 候、然ル所帰命堂御入御殿殊之外大破ニ相成御輿被為居候所 より御助力被成下候様、 相州国府津真楽寺与申者御開山聖人七ヶ年之間御逗留被遊 此寺の宝物与相成、 住僧江戸表江罷出御同行衆奉加致度旨御坊所江相願候 暫時御休息被遊候、 偏ニ奉頼上候、 是を従 御本山帰命堂与奉号候 為旧例与粟黍稗の団子 以上 何卒御同行御 自力ニ難及候 為在候ハヽ 統様

立ち寄る帰命堂の再建に懇志を上納することは、両門へじかに馳たらされた石に親鸞が指と爪で名号を記した名号石を宝物として、京の、来春(天保三年)に両門が関東参向する際、帰命堂へ参詣する予定であるという。その折、宝銭として青差五貫文と両門からる予定であるという。その折、宝銭として青差五貫文と両門からる一〇〇疋ずつが下し置かれ、しばらく休息することとなった。そして、あわ・きび・ひえの団子、そば、地酒を献上して、豆腐汁の御膳にてもてなす旧例であるという。両門が関東参向の際に対の御膳にてもてなす旧例であるという。両門が関東参向の際にかる。という由緒を述べている。その名号石を安置した御堂を「帰いる」とは、両門へじかに馳汁の御膳にてもてなす旧例であるという。両門が関東参向の際にかる。とは、両門へじかに馳汁の御膳にてもてなす旧例であるという。両門へじかに馳汁の御膳にてもてなず旧例であるという。両門へじかに馳汁の御膳にてもてなず旧例であるという。両門へじかに馳汁の御膳にてもてなず旧例であるという。両門へじかに馳汁の御膳にてもない。

となったのではなかろうか。となったのではなかろうか。となったのではなかろうか。単大の大きによって、さらに多くの一般の参詣者を集めることが可能に親鸞旧跡としての真楽寺が認知されたであろう。また再建されて親鸞旧跡として、名くの人々は関東参向の際に両門が参詣することを契機として、親鸞旧跡のとなったのではなかろうか。

保十二年(一八四一)成立の『新編相模国風土記稿』にも記され、(年)(年) 関東参向に際して参拝する門跡へ饗応することに関しては、天

天保二辛卯年

る。

真楽寺

に、黍稗米の三品を団子に製し、且砂蕎麦と号し、製方の麁本山門跡江府参向の時は、必参拝あり、〈此時門跡を饗応する

走することと同様である、として懇志を依頼している

なる蕎麦切を進め、又土地にて醸せる野酒を捧ぐるを例とす、

前掲した天保二年に江戸同行中へ懇志・助力を依頼した際の記述是古へ宗祖の難苦を知しめんが為めなりといへり、)

参向に際して門跡が参拝し、さらにその折に饗応する格式をもつと重なる。寺院で伝来した由緒が地誌に記載されることで、関東前井しガラ仲二年に至戸局名に、系元、即フを位乗した際の言文

である天保四年二月二十八日に入堂している。 実際には天保四年に実施された関東参向に際し、当寺へは往路

寺院として、社会的な認識が定着していったと考えられる。

おわりに

おきたい。 東本願寺門跡の関東参向というテーマにおける論点をまとめて

① 門跡達如にとっての参向

に結びついたであろう。宗の流れをくむ東本願寺の門跡たる自らのアイデンティティ形成旧跡を巡拝してその由緒を実感することは、親鸞を宗祖とする真門跡達如にとって下向・参向に際し、国府津真楽寺などの親鸞

② 藩権力の対応

参向の折、一行が帰路に名古屋近辺を通行するに際し、尾張藩は天保四年(一八三三)に実施された門跡達如・新門宝如の関東

対応に苦慮する尾張藩の姿がみられた。

対応に苦慮する尾張藩の姿がみられた。

対応に苦慮する尾張藩の姿がみられた。

対応に苦慮する尾張藩の姿がみられた。

対応に苦慮する尾張藩の姿がみられた。

③ 道中の寺院への影響

天保四年の関東参向に際して、門跡一行が名古屋近辺を通行すではなかろうか。ただし疑念騒動の最中にある名古屋御坊へ門跡ではなかろうか。ただし疑念騒動の最中にある名古屋御坊へ門跡ではなかろうか。ただし疑念騒動の最中にある名古屋御坊へ門跡をあが立ち寄ることで、騒動が鎮静化した一方で、門跡や本山の権威が立ち寄ることで、騒動が鎮静化した一方で、門跡や本山の権威の動揺が露呈する結果ともなった。

再生産され、さらに旧跡復興により参詣者を増加させることで、機となった。地域と本山とを取り結ぶ由緒が門跡の参向によってる活動は、当寺の由緒が改めて確かめられてより広く流布する契が参詣する事を機に、旧跡の再建が企図された。懇志・助力を募税鸞旧跡である国府津の真楽寺では、関東参向の折に門跡一行

地域の変容・形成を生み出していったと言えるのではなかろうか。

④ メディアによる広がり

天保九年の西本願寺門主広如の関東参向は、刷物として頒布さた、下向・参向を増加させ可視的に門跡の存在を社会に示しているととなったのではないか。宗教的権威に揺らぎが生じたからこととなったのではないか。宗教的権威に揺らぎが生じたからこととなったのではないか。宗教的権威に揺らぎが生じたからこととなったのではないか。宗教的権威に揺らぎが生じたからこととなったのではないか。宗教的権威に揺らぎが生じたからここととする教団の方針が明確化したのが達如期であったのではないかの方か。

- 九年)など参照。と地域社会―教団信仰と民間信仰―』、吉川弘文館、一九九と地域社会―教団信仰と民間信仰―』、吉川弘文館、一九九(1)澤博勝「近世宗教史研究の現状と課題」(『近世の宗教組織
- (『歴史学研究』八七二、青木書店、二〇一〇年)ほか。(2)「近世の政治支配と社会変容―民政の担い手の視座から―」
- 東京大学出版会、一九八九年、初出一九八〇年)、杣田善雄(3)高埜利彦「近世の僧位僧官」(『近世日本の国家権力と宗教』

吉川弘文館、二○一○年)。宗門の頂上─」(『権威と上昇願望』〈江戸〉の人と身分三、宗門の頂上─」(『権威と上昇願望』〈江戸〉の人と身分三、会二、吉川弘文館、二○○八年)、杣田善雄「門跡の身分─利彦「近世門跡の格式」(『国家権力と宗教』近世の宗教と社『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣出版、二○○三年)、高埜『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣出版、二○○三年)、高埜

- 参照)。 記』平松令三編『真宗史料集成』七、同朋舎、一九七六年、九歳で没したため、門跡を継承してはいない。(『大谷嫡流実(4) 達如の長男。新門主である天保十二年(一八四一)に二十
- (5) 神田信久著。本書冒頭に、弘化二年(一八四五)正月下旬の序文と嘉永四年(一八五二)に著者の甥である神田久伯が清書し、著者信久が朱筆で註を加えた著者手沢本である。 (北西弘「神田寿海編 大谷嫡流実記について」大谷大学編『大谷嫡流実記』、真宗大谷派出版部、一九七二年)、「解題」(前掲註(4)『真宗史料集成』七)。
- 翻刻と行程を紹介している。 一六 (大谷大学日本史の会、二〇一三年) にて、詞書の全文六八年、六五三頁) にも掲載されている。なお『歴史の広場』六、年、六五三頁) にも掲載されている。なお『歴史の広場』 一九 間別大学仏教文化研究所蔵。 縦三四・八㎝×横九八・一
- (7) 本書は明治三十五年(一九〇二)二月宗主が生前皇事につ

- が編集刊行したもの。 くした功によって贈位されたのを記念して、『教海一瀾』社
- (8) 『新編真宗全書』史伝編六(思文閣、一九七六年、五〇一頁)。
- 年、一七三~一七五頁)。(9)『名古屋別院史』通史編(真宗大谷派名古屋別院、一九九〇
- (10) 前掲註(9) 『名古屋別院史』 通史編 (一七九~一八○頁)。
- (11)『大谷嫡流実記』前掲註(4)(『真宗史料集成』七)。
- 九九〇年、一一〇頁)。(12)『名古屋別院史』史料編・別冊 (真宗大谷派名古屋別院、一
- (13) 前掲註(12) 『名古屋別院史』史料編・別冊(一九八頁)。
- 年)。 自文化十四至天保五年(達如上人時代)、宗学院、一九三九(14)『上檀間日記』文政十年五月九・十日条。(『東本願寺史料』
- 寺史料』)。(15)『上檀間日記』天保二年四月十日条。(前掲註(14)『東本願
- 保三年一月晦日条(前掲註(4)『東本願寺史料』)。(16)『諸事之日記』天保三年一月二十九日条。『諸国書状留』天
- 本願寺史料』)。 (17)『御納戸書翰留』天保四年一月十四日条。(前掲註(14)『東
- (28)『御堂日記』天保四年二月七日条(前掲註(14)『東本願寺(28)『御堂日記』天保四年二月七日条(前掲註(14)『東本願寺
- (19)「近江国水口藩大庄屋山村氏書留」(甲賀市水口図書館蔵)。

- (美術文化史研究会、一九八七年)、前掲註(9)『名古屋別(2) 歌月庵喜笑 (小田切春江) 著・服部良男編『名陽見聞図会』
- (21) 前掲註(20)『名陽見聞図会』(一五二~一五六頁)。院史』通史編(二五一~二五六頁)。
- (22) 前掲註(20)『名陽見聞図会』(一七九~一八五頁)。
- 本願寺史料』)。(23)『上檀間日記』天保四年三月二十八日条。(前掲註(14)『東
- 寺史料』)。(24)『上檀間日記』天保四年四月二日条。(前掲註(14)『東本願
- 史料編(真宗大谷派名古屋別院、一九九〇年)。「本願寺騒動」(金鱗九十九之塵巻第七拾壱)『名古屋別院史』(25)前掲註(9)『名古屋別院史』通史編(二六八~二七三頁)、
- (26) 前掲註 (25)。
- (27) 前掲註 (25)。
- 料編七、一九六七年)。 料編七、一九六七年)。 学社触添書が四月二日付。芹沢藤蔵。(『新編一宮市史』資
- 編一宮市史』資料編七)。(29) 寺社触添書が四月七日付。小清右衛門。(前掲註(28)『新
- (3)『上檀間日記』天保四年四月十五日条。(前掲註(14)『東本
- (31)前掲註(25)「本願寺騒動」(金鱗九十九之塵 巻第七拾壱)

- 記』天保四年四月二十三日条(前掲註(14)『東本願寺史料』)。(32)『御堂日記』天保四年四月二十二・二十三日条、『上檀間日
- (33) 堅田修編『真宗史料集成』二(同朋舎、一九七七年、七四

<u>41</u>

- 一一年、九五頁、四七五~四七六頁)。れている。(『大系真宗史料』伝記編1親鸞伝、法蔵館、二〇年(一五九二)を大きくは遡らない時期に成立したと考えら(34)『親鸞聖人由来』日野環氏所蔵本、写本。書写された文禄元
- ○○九年、十九頁、三四一頁)。 活字本。(『大系真宗史料』伝記編4真宗浄瑠璃、法蔵館、二(35)『寛永古活字版しんらんき』龍谷大学図書館蔵、寛永中期木
- 三〇~七三一頁)。 (36) 細川行信編『真宗史料集成』八(同朋舎、一九七四年、七
- 店、一九八〇年、五三五~五三六頁)。(37) 林英夫編『日本名所風俗図会『一八・諸国の巻皿(角川書
- 所蔵資料1(神奈川県立広文書館蔵)。 三)二月二十八日(真楽寺文書①)、「県史写真製本」真楽寺(38)「両御門跡様関東御参向当寺江御入之扣」天保四年(一八三
- 12 (神奈川県立広文書館蔵)。四月十日(真楽寺文書⑦)、「県史写真製本」真楽寺所蔵史料(39)「帰命堂再建につき宝物弘通免許状」明和三年(一七六六)
- (4)「祖師聖人七年御居住之地御参向ニ附帰命堂御入御殿再建

真楽寺所蔵資料1(神奈川県立広文書館蔵)。 天保二年(一八三一)十月(真楽寺文書②)、「県史写真製本」

五、雄山閣、一八五八年、二四八頁)。(蘆田伊人編『新編相模国風土記稿』二、大日本地誌大系一間宮士信ほか編、足柄下郡は天保七年(一八三六)成立。

《付記》

きました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。真楽寺、同朋大学仏教文化研究所には、史料閲覧をご快諾いただ本稿作成にあたり、神奈川県立公文書館、甲賀市水口図書館、

(同朋大学仏教文化研究所所員)